

・・・悩むより まず相談を・・・

民生委員・児童委員は、社会福祉を推進するために活動する、地域で一番身近な相談・支援のボランティアです。一定の区域を担当し、支援が必要な人々に対して必要に応じた福祉サービス等の情報提供を行います。また、自らも住民の一員として地域福祉を推進する活動に参加しながら、地域に密着し相談・支援活動に取り組んでいます。悩みごとなどがあれば、お気軽に各行政区の担当委員へご相談ください。

民生委員・児童委員を募集しています。

西原町では、民生委員・児童委員を募集しています。これからの人生、地域のお役に立ちたいと考えているあなたの応募をお待ちしています。

募集条件、内容は次のとおりです。

- おおむね30歳以上70歳以下、男女は問いません。(常勤の就労者はできません)
- 社会福祉活動に賛同し、実際に活動できる方。
- 地域の実情を知っている方。(またはこれから理解したい方)

【任 期】平成25年11月30日まで
 【募集人員】区域担当若干名、主任児童委員若干名
 【提出書類】民生委員・児童委員推薦調書
 (福祉部福祉課で準備しています)
 【提出先】福祉部福祉課

お問い合わせ 福祉部福祉課 社会福祉係 ☎945-5311 (内線 121)



高齢者肺炎球菌リリチン予防接種のお知らせ

西原町では平成24年7月1日から平成25年2月28日までの期間、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の公費助成を行います。肺炎球菌予防接種は任意の予防接種です。予防接種について十分に納得したうえで接種を受けてください。

■ 肺炎球菌ワクチンとは

高齢者の肺炎を起こす原因として最も多いのが「肺炎球菌」という感染症です。肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌の約80%に効果があるとされています。また、1回のワクチン接種で通常5年間の予防効果が持続します。しかし肺炎の原因には肺炎球菌以外の病原体によるものもあり、肺炎球菌ワクチンが、すべての肺炎に効果があるわけではないことをご理解ください。

■ 予防接種を受ける前に

過去に肺炎球菌の予防接種を受けたことがある方は、前回の接種から5年以内に再接種をした場合、注射した部位が「硬くなる」「痛む」「赤くなる」などの症状が強くなる場合があります。5年以内に接種を受けている方は、予防接種を受けることができません。

■ 対象者

- ① 西原町に住所を有する70歳以上の方
- ② 65歳以上69歳以下の方で次のような病気になる方
 (脾機能不全、腎疾患、心疾患、呼吸器の慢性疾患、肝機能障害、糖尿病、慢性髄液漏等の基礎疾患があり、肺炎球菌による肺炎感染の危険度が高く、医師が予防接種を必要と認める方)

※ ②の対象の方は、接種を受ける前に福祉部健康推進課で申請手続きが必要です。

■ 接種料金

自己負担額 2,000円(1回限りの補助です)

※ 予診のみを受けた場合は、1,050円全額自己負担となります。(接種当日に発熱等があり、接種を受けられなかった場合など)

※ 生活保護者は自己負担額が免除となります。接種の際、医療機関へ被保護証明書を提示してください。

■ 予防接種の受け方

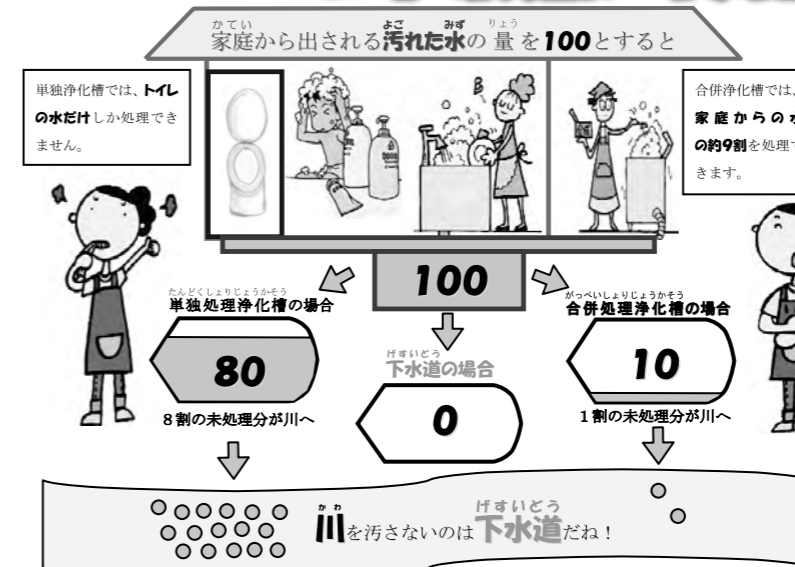
- ① 指定医療機関で予防接種を受けます。指定医療機関については福祉部健康推進課または通院中の医療機関へお問い合わせください。

※ 指定医療機関以外で接種をした場合は、全額自己負担となります。

- ② 予防接種に必要な予診票は、昭和16年11月30日以前生まれの方に対して平成23年度に予診票を送付しています。予防接種を受ける際は、その予診票をご使用ください。紛失等で予診票の再交付が必要な方は、下記へお問い合わせください。また、昭和16年12月1日から昭和18年2月28日生まれの方は70歳の誕生日を迎え次第、予診票を送付する予定です。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 ☎945-4791 (内線 157 ~ 161)

◎下水道に接続しよう



下水道は、家庭から出た生活排水をもとのきれいな水にしてくれます。

西原浄化センターの完成に伴い、一部の地域で下水道が使用できるようになっています。今後、年次ごとに整備を進め、供用開始区域を増やしていきます。お住まいの地域が下水道処理区域になりましたら、きれいな川を取り戻すため、早めに下水道への接続を行きましょう。

お問い合わせ 建設部上下水道課 下水道係 ☎945-4934 (内線 606)

後期高齢者医療制度 ~被保険者のみなさまへ~

平成24年8月から
 被保険者証が切り替わります
 (有効期限が平成25年7月31日となります)

- 新しい被保険者証は7月下旬までに、郵送等で交付します。
- 8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。
- 被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。



被保険者証の色(ピンク)の変更はありません。



お問い合わせ 福祉部健康推進課 後期高齢者医療係 ☎945-4791 (内線 152)
 沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎963-8012

固定資産税(2期分)は7月31日(火)が納期限です

平成24年度固定資産税2期分の納期限は、7月31日(火)となっています。納め忘れのないよう、よろしくお願ひします。

- 町税の納付は口座振替を利用すると便利です。納め忘れのない口座振替に切り替えましょう。口座振替の申請書は、町内各金融機関か総務部税務課の窓口にあります。必要事項を記入の上、口座開設先支店に提出してください。
 - 町税の納付が遅れた場合は、延滞金が加算されますのでお早めに納めてください。
 - 滞納が続きますと、預金や不動産等の差押を行う場合があります。
- ※ 当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成24年度各町税目の納期限					
税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		7月2日	8月31日	10月31日	平成25年1月31日
固定資産税		5月31日	7月31日	12月25日	平成25年2月28日
軽自動車税		5月31日			

お問い合わせ 総務部税務課 徴収・収納係 ☎945-4729